

(19) 財団法人 鳥取県栽培漁業協会給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8人	28,624千円	6,049千円	11,593千円	46,266千円

（注）職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
302,200円	368,687円	44歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	初任給	備考
一般職	大学卒	年齢、採用前の経験年数、責任の度合い、他の職員との均衡を考慮して、理事長が定める。
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
高校卒		- 円	- 円	- 円	- 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.3月分	職務能率評価制度による	
	12月期	1.5月分	（同上）	
	計	2.8月分		
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	（平成18年度実績）			
	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	
	11,593,029円	8人	1,449,129円	
退職手当	財団法人鳥取県栽培漁業協会職員退職手当支給規程により、退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 （平成18年度実績） 該当なし			
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成18年度	2,638,611円	8人	329,826円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長 制度なし		
		(平成18年度実績) 該当なし		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算	
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,659,000円	7人	19,750円		
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまで間)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
919,500円	5人	15,325円		
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額55,000円 >	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給	

区 分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算		
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金に相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)		
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。		
		(平成18年度実績)			
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額	
813,600円	8人	8,475円			
潜水手当 (県の規定に準ずる)	潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員	潜水作業に従事した時間1時間につき、次に掲げる潜水深度の区分に応じる額			
		ア 20メートルまで	310円		
		イ 30メートルまで	780円		
		ウ 30メートルを超えるとき	1,500円		
		(平成18年度実績)			
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額			
18,300円	5人	305円			
7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)					
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考		
制度なし					